

一般社団法人NPO協働機構

定款

平成 24 年 8 月 7 日 公 証 人 認 証
平成 24 年 8 月 7 日 会 社 設 立
平成 27 年 5 月 27 日 変 更
令 和 7 年 6 月 30 日 変 更

原本に相違ありません

一般社団法人新宿 NPO ネットワーク協議会定款

第1章 総 則

(名称)

第1条 当法人の名称は、旧一般社団法人新宿 NPO ネットワーク協議会から変更し、一般社団法人 NPO 協働機構と称する。略称はコラボ・ジャパンとし、英文名称は“Collaborative Organization for Links and Breakthrough Japan”と称する。

(主たる事務所等)

第2条 当法人は、主たる事務所を東京都新宿区に置く。

2 当法人は、理事会の決議により従たる事務所を必要な場所に設置することができる。

(目的)

第3条 当法人は、複雑化する現代社会の問題・課題の解決のため、さまざまな世代やステークホルダーと協働し、よりよい社会の実現を図るための実践的な活動を展開することを目的とする。

(事業)

第4条 第3条の目的に資するため、次の事業を行う。

- (1) 協働・共創の体制構築と基盤強化に係る事業
- (2) 協働・共創プロジェクトの企画・開発および実施に係る事業
- (3) 協働・共創の普及啓発・交流に係る事業
- (4) 協働・共創に関する情報受発信・PRに係る事業
- (5) 社会貢献人材の育成に係る事業
- (6) 社会貢献活動の資金確保に係る事業
- (7) 海外で社会貢献活動を実施している団体との連携を図る事業
- (8) 民間 NPO と行政等の公共機関との協働を進める事業
- (9) 都市における都市型コミュニティの醸成を図る事業
- (10) 地域社会の強化に係る事業
- (11) 本法人が所在する新宿区における諸課題を解決するための事業
- (12) 公共施設等の維持管理運営に係る事業
- (13) 社会課題に関する研究と課題解決のための仕組みづくりに係る事業
- (14) 社会課題解決に関する政策提言の事業
- (15) 表彰および寄付に関する事業
- (16) 会員サービスに関わる事業
- (17) 当法人の目的を達成するために必要なその他の事業
- (18) 前各号に掲げる事業に附帯又は関連する事業

(公告)

第5条 当法人の公告は、電子公告により行う。

電子公告のアドレス：<https://snponet.net/>

第2章 会 員

(種別)

第6条 当法人の会員は、次の4種とし、(1)の正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般法人法」という。）上の社員とする。

(1) 正会員 当法人の目的に賛同して入会を希望する NPO 団体、社会貢献活動団体、大学等の研究機関、社会貢献企業等で、当法人の理事会で承認した法人

(2) 賛助会員 当法人の事業を賛助するため入会した個人又は団体

(3) 協働パートナー 当法人の活動に賛同し、別途定める相互事業協力に関する協定を締結した個人および団体

(4) 名誉会員 当法人に功労のあった者又は学識経験者で理事会において推薦・承認された者

(入会及び会員資格の取得)

第7条 正会員又は賛助会員として入会しようとする者は、理事会が別に定める入会申込書により申し込み、理事会の承認を受けなければならない。その承認があったときに正会員又は賛助会員の資格を得る。

(入会金及び会費)

第8条 正会員は、社員総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

2 賛助会員は、社員総会において別に定める賛助会費を納入しなければならない。

(任意退会)

第9条 会員は、理事会において別に定める退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

(除名)

第10条 会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、第19条第2項に定める社員総会の特別決議によって当該会員を除名することができる。

(1) この定款その他の規則に違反したとき。

(2) 当法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

(3) その他の除名すべき正当な事由があるとき。

(会員資格の喪失)

第11条 前2条の場合のほか、会員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

(1) 会費の納入が継続して1年以上されなかったとき。

(2) 社員総会で決定したとき。

(3) 当該会員が死亡し、又は解散したとき。

(会員資格喪失に伴う権利及び義務)

第12条 会員が前3条の規定によりその資格を喪失したときは、当法人に対する会員としての権利を失い、義務を免れる。正会員については、一般法人法上の社員としての地位を失う。ただし、未履行の義務は、これを免れることはできない。

2 当法人は、会員がその資格を喪失しても、既納の入会金、会費その他の拠出金品は、これを返還しない。

第3章 社員総会

(種類)

第13条 当法人の社員総会は、定時社員総会及び臨時社員総会の2種とする。

(構成)

第14条 社員総会は、正会員をもって構成する。

2 社員総会における議決権は、正会員1名につき1個とする。

3 正会員であって社員総会における議決権を行使できるものは、当該団体正会員から当法人における議決権行使の権限を与えられたものでなければならない。

(決議事項)

第15条 社員総会は、次の事項を決議する。

- (1) 入会の基準並びに会費及び入会金の金額
- (2) 会員の除名
- (3) 役員の選任及び解任
- (4) 役員の報酬規定
- (5) 事業報告および決算報告
- (6) 事業計画および事業予算
- (7) 定款の変更
- (8) 長期借入金並びに重要な財産の処分及び譲受け
- (9) 解散
- (10) 合併並びに事業の全部及び事業の重要な一部の譲渡
- (11) 理事会において社員総会に付議した事項
- (12) 前各号に定めるもののほか、一般法人法に規定する事項及びこの定款に定める事項

(開催)

第16条 定時社員総会は、毎年1回、毎事業年度終了後3か月以内に開催し、臨時社員総会は、必要がある場合に開催する。

(招集)

第17条 社員総会は、理事会の決議に基づき会長が招集する。

2 総正会員の議決権の5分の1以上を有する正会員は、会長に対し、社員総会の目的である事項及び招集の理由を示して、社員総会招集の請求をすることができる。

3 招集の通知は、総会開催日の1週間前までに届くよう、書面または電磁的手段により行う。

(議長)

第18条 社員総会の議長は、会長がこれに当たる。会長に事故等による支障があるときは、その社員総会において、出席した正会員の中から議長を選出する。

(決議)

第19条 社員総会の決議は、法令又はこの定款に別段の定めがある場合を除き、総正会員の議決権の過半数を有する正会員が出席し、出席した正会員の議決権の過半数をもつ

て行う。賛否同数の場合は議長が決する。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、出席した正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

- (1) 会員の除名
- (2) 監事の解任
- (3) 定款の変更
- (4) 解散
- (5) 公益目的事業を行うために不可欠な特定の財産の処分
- (6) その他法令で定めた事項

(代理)

第20条 社員総会に出席できない正会員は、他の正会員を代理人として議決権の行使を委任することができる。この場合においては、当該正会員又は代理人は、代理権を証明する書類または電磁的書面を当法人に提出しなければならない。

(議事録)

第21条 社員総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 議長は、議事録が正しく記録されたことを確認するための議事録署名人2名を出席した正会員から指名する。

3 議長及び総会で指名された議事録署名人は、前項の議事録に署名又は記名押印する。

(社員総会規則)

第22条 社員総会の運営に関し必要な事項は、法令又はこの定款に定めるもののほか、社員総会において定める社員総会規則による。

第4章 役員等

(役員の設置等)

第23条 当法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 3名以上15名以内
- (2) 監事 2名

2 理事のうち、1名を代表理事とし、代表理事をもって会長とする。また、2名以内を副会長とすることができる。

3 理事のうち3名以内を業務執行理事とし、そのうちの1名を専務理事、2名以内を常務理事とすることができる。

4 理事ならび監事になることのできるものは、正会員から当法人における議決権行使の権限を与えられたものでなければならない。

5 正会員から理事ならび監事となれるものは1名に限る。

6 理事ならび監事は、所属する正会員が会員資格を喪失したときは役職を失う。

(選任等)

第24条 理事及び監事は、社員総会の決議によって選任する。

2 会長、副会長、専務理事及び常務理事は、理事会の決議によって理事の中から定める。

3 監事は、当法人又はその子法人の理事若しくは使用人を兼ねることができない。

4 理事のうち、理事のいずれかの1名とその配偶者又は3親等内の親族その他特別の関係にある者の合計数は、理事総数の3分の1を超えてはならない。監事についても、同様とする。

5 他の同一の団体（公益法人を除く。）の理事又は使用人である者その他これに準ずる相互に密接な関係にある者である理事の合計数は、理事の総数の3分の1を超えてはならない。監事についても、同様とする。

（理事の職務及び権限）

第25条 会長は、法人を代表し、その業務を総理する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときはその職務を代行する。

3 会長が当法人との間で利益相反に該当する事項について意思決定を行うことができない場合、副会長が当該事項についての意思決定権限を代行する。

4 前項の場合、当該事項は理事会の決議によって副会長に一時的に委任されたものとみなす。

5 専務理事は、当法人の業務を執行する。

6 常務理事は、当法人の業務を分担執行する。

（監事の職務及び権限）

第26条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、当法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

（役員の任期）

第27条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。

2 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。

3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者または他の在任理事または監事の任期の残存期間と同一とする。

4 理事又は監事は、第23条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、理事又は監事としての権利義務を有する。

（解任）

第28条 役員は、社員総会の決議によって解任することができる。ただし、監事を解任する場合は、総正会員の半数以上が出席し、かつ総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

（報酬および費用弁済）

第29条 理事及び監事は無報酬とする。ただし、理事および監事が当法人の行う事業の執行に関わり費やした労務費ならび経費等については、その費用を弁済することができる。

（取引の制限）

第30条 理事が次に掲げる取引をしようとする場合は、その取引について重要な事実を

開示し、理事会の承認を得なければならない。

(1) 自己又は第三者のためにする当法人の事業の部類に属する取引

(2) 自己又は第三者のためにする当法人との取引

(3) 当法人がその理事の債務を保証すること、その他理事以外の者との間における当法人とその理事との利益が相反する取引

2 前項の取引をした理事は、その取引の重要な事実を遅滞なく理事会に報告しなければならない。

3 前2項の取扱いについては、第43条に定める理事会規則によるものとする。

(責任の一部免除又は限定)

第31条 当法人は、役員的一般法人法第111条第1項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、理事会の決議によって、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。

(顧問)

第32条 当法人に、若干名の顧問を置くことができる。

2 顧問は、理事会において任期を定めた上で選任する。

3 顧問は、無報酬とする。ただし、その職務を行うために要する費用の支払をすることができる。

(顧問の職務)

第33条 顧問は、会長の諮問に応え、会長に対し、意見を述べることができる。

第5章 理事会

(構成)

第34条 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第35条 理事会は、この定款に別に定めるもののほか、次の職務を行う。

(1) 社員総会の日時及び場所並びに議事に付すべき事項の決定

(2) 規則の制定、変更及び廃止に関する事項

(3) 前各号に定めるもののほか当法人の業務執行の決定

(4) 会長、副会長、専務理事及び常務理事の選任及び解職

2 理事会は、次に掲げる事項その他の重要な業務執行の決定を理事に委任することができない。

(1) 重要な財産の処分及び譲受け

(2) 多額の借財

(3) 重要な使用人の選任及び解任

(4) 従たる事務所その他の重要な組織の設置、変更及び廃止

(5) 理事の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他当法人の業務の適正を確保するために必要な法令で定める体制の整備

(種類及び開催)

第36条 理事会は、通常理事会及び臨時理事会の2種とする。

2 通常理事会は、年2回開催する。

3 臨時理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

(1) 会長が必要と認めたとき。

(2) 会長以外の理事から会議の目的である事項を記載した書面をもって会長に招集の請求があったとき。

(3) 前号の請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合において、その請求をした理事が招集したとき。

(4) 監事が必要と認めて会長に招集の請求があったとき。

(5) 前号の請求があった日から5日以内に、その請求のあった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合に、その請求をした監事が招集したとき。

(招集)

第37条 理事会は、会長が招集する。ただし、前条第3項第3号により理事が招集する場合及び同項第5号により監事が招集する場合を除く。

2 会長は、前条第3項第2号又は第4号に該当する場合は、その請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知を発しなければならない。

(議長)

第38条 理事会の議長は、法令に別段の定めがある場合を除き、会長がこれに当たる。

(決議)

第39条 理事会の決議は、この定款に別段の定めがある場合を除き、決議に加わることができる理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。可否同数の場合は議長が決する。

(決議の省略)

第40条 理事が、理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、その提案について、議決に加わることのできる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。ただし、監事が異議を述べたときは、この限りでない。

(報告の省略)

第41条 理事、監事が理事及び監事の全員に対し、理事会に報告すべき事項を通知した場合においては、その事項を理事会に報告することを要しない。ただし、一般法人法第91条第2項の規定による報告については、この限りでない。

(議事録)

第42条 理事会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成し、出席した理事から議長が指名した議事録署名人は、これに署名若しくは記名押印又は電子署名をする。

(理事会規則)

第43条 理事会に関する事項は、法令又はこの定款に定めるもののほか、理事会において定める理事会規則による。

第6章 基金

（基金の抛却）

第44条 当法人は、会員又は第三者に対し、基金の抛却を求めることができるものとする。

（基金の募集等）

第45条 基金の募集、割当及び払込等の手続については、理事会の決議を経て会長が別に定める基金取扱規程によるものとする。

（基金の抛却者の権利）

第46条 基金の抛却者は、前条の基金取扱規程に定める日までその返還を請求することができない。

（基金の返還の手続）

第47条 基金の返還は、定時社員総会の決議に基づき、一般法人法第141条第2項に定める範囲内で行うものとする。

（代替基金の積立て）

第48条 基金の返還を行うため、返還される基金に相当する金額を代替基金として積み立てるものとし、これを取り崩すことはできない。

第7章 資産及び会計

（基本財産）

第49条 別紙の財産は、当法人の基本財産とする。

2 前項の財産は、社員総会において別に定めるところにより、当法人の目的を達成するために善良な管理者の注意をもって管理しなければならない、処分するときは、あらかじめ理事会及び社員総会の承認を要する。

（事業年度）

第50条 当法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

（事業計画及び収支予算）

第51条 当法人の事業計画書、収支予算書並びに資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、毎事業年度の開始の日の前日までに、会長が作成し、理事会の決議を得る。その後、定時社員総会で承認を得るものとする。また、これらを変更する場合も、同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所及び従たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間、備え置く。

（事業報告及び決算）

第52条 当法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受け、理事会の承認を経て、定時社員総会に報告（第2号及び第5号の書類を除く。）し承認を得なければならない。

（1） 事業報告

- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 損益計算書（正味財産増減計算書）
- (5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書
- (6) 財産目録
- (7) キャッシュフロー計算書

2 第1項の書類のほか、次の(1)から(4)の書類については5年間、定款、社員名簿については期限の定めなく主たる事務所に備え置き、会員の閲覧に供するものとする。

- (1) 監査報告
- (2) 理事及び監事の名簿
- (3) 理事及び監事の報酬等の支給の基準を記載した書類
- (4) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

第8章 定款の変更、解散及び清算

（定款の変更）

第53条 この定款は、社員総会において、総正会員の半数以上が出席し、かつ総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数の決議をもって変更することができる。

2 当法人が公益認定法の規定に基づく公益認定を受けた場合において、前項の変更を行ったときは、遅滞なく行政庁に届け出なければならない。

（解散）

第54条 当法人は、一般法人法第148条第1号、第2号及び第4号から第7号までに規定する事由によるほか、社員総会において、総正会員の半数以上が出席し、かつ総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数の決議により解散することができる。

（残余財産の帰属等）

第55条 当法人が清算をする場合において有する残余財産は、社員総会の決議を経て、公益認定法第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

2 当法人は、剰余金の分配を行わない。

第9章 委員会

（委員会）

第56条 当法人の事業を推進するために必要あるときは、理事会は、その決議により、委員会を設置することができる。

2 委員会の委員は、会員及び学識経験者のうちから理事会が選任する。

3 委員会の任務、構成、報酬及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

第10章 事務局

(設置等)

第57条 当法人の事務を処理するため、事務局を設置する。

2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。

3 事務局長及び重要な職員は、会長が理事会の承認を得て任免する。

4 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

第11章 情報公開及び個人情報の保護

(情報公開)

第58条 当法人は、公正で開かれた活動を推進するため、その活動状況、運営内容、財務資料等を積極的に公開するものとする。

2 情報公開に関する必要な事項は、理事会の決議により別に定める情報公開規程による。

(個人情報の保護)

第59条 当法人は、業務上知り得た個人情報の保護に万全を期するものとする。

2 個人情報の保護に関する必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

第12章 附 則

(委任)

第60条 この定款に定めるもののほか、当法人の運営に必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

(特別の利益の禁止)

第61条 当法人は、当法人に財産の贈与若しくは遺贈をする者、当法人の役員若しくは正会員又はこれらの親族等に対し、施設の利用、金銭の貸付け、資産の譲渡、給与の支給、役員等の選任、その他財産の運用及び事業の運営に関して特別の利益を与えることができない。

(最初の事業年度)

第62条 当法人の設立初年度の事業年度は、当法人の成立の日から平成25年3月31日までとする。

(最初の事業年度の事業計画および事業予算)

第63条 当法人の設立初年度の事業計画及び事業予算は、第15条にかかわらず、理事会で定める。

(最初の事業年度の会費)

第64条 第8条にかかわらず最初の事業年度の正会員の会費は入会の時期に限らず、一口3000円として1口以上、個人賛助会員は一口3000円として1口以上、団体賛助会員は一口10000円として1口以上とする。入会金は、正会員2000円とする。

(設立時役員等)

第65条 当法人の設立時役員は、次のとおりである。

設立時理事 山下 馨 (特定非営利活動法人粋なまちづくり倶楽部)
 設立時理事 樋口 蓉子 (特定非営利活動法人まちぽっと)
 設立時理事 渡辺 貢 (特定非営利活動法人首都圏定期借地借家権推進機構)
 設立時理事 来栖幹雄 (特定非営利活動法人コミュニケーション・スクエア二十一)
 設立時理事 工藤隆司 (特定非営利活動法人国際日本語研修協会)
 設立時理事 門馬乙魅 (特定非営利活動法人CAPユニット)
 設立時理事 春見いづみ (特定非営利活動法人テラ・ガーデン新宿)
 設立時理事 高梨智樹 (特定非営利活動法人家族カウンセリングセンター)
 設立時代表理事 山下 馨 (特定非営利活動法人粋なまちづくり倶楽部)
 設立時監事 横山信明 (特定非営利活動法人森とでんえん倶楽部)
 設立時監事 長谷川博道 (特定非営利活動法人建築ネットワークセンター)

(設立時社員の名称と代表者及び所在地)

第66条 設立時社員の名称と代表者及び所在地は、次のとおりである。

設立時社員 東京都新宿区東五軒町2番2-106号
 特定非営利活動法人粋なまちづくり倶楽部
 理事 寺田 弘
 設立時社員 東京都新宿区上落合二丁目22番12号ウインズ落合206号
 特定非営利活動法人家族カウンセリングセンター
 理事 高橋 等
 設立時社員 東京都新宿区舟町12番地24グレイス四谷307号
 特定非営利活動法人CAPユニット
 理事 河野 葉子
 設立時社員 東京都新宿区百人町一丁目20番3-505号
 特定非営利活動法人建築ネットワークセンター
 理事 小川 満世
 設立時社員 東京都新宿区三栄町17番地斎藤第二ビル1階
 特定非営利活動法人コミュニケーション・スクエア二十一
 理事 大塚 公彦
 設立時社員 東京都新宿区百人町三丁目1番6号
 特定非営利活動法人テラ・ガーデン新宿
 理事 小林 真己
 設立時社員 東京都新宿区歌舞伎町二丁目19番13号ASKビル501号
 特定非営利活動法人まちぽっと
 理事 佐々木 貴子
 設立時社員 東京都新宿区高田馬場四丁目18番地15号
 特定非営利活動法人森とでんえん倶楽部
 理事 角保 恵喜
 設立時社員 東京都新宿区西新宿一丁目4番9号新宿西ビル1階
 特定非営利活動法人国際日本語研修協会
 理事 鈴木 紳郎

設立時社員 東京都新宿区高田馬場二丁目14番5号
特定非営利活動法人首都圏定期借地借家権推進機構
理事 勝木 雅治

(法令の準拠)

第67条 本定款に定めのない事項は、すべて一般法人法その他の法令に従う。

以上、一般社団法人新宿NPOネットワーク協議会設立のためこの定款を作成し、設立時社員が次に記名押印する。

平成24年5月23日

設立時社員 東京都新宿区東五軒町2番2-106号
特定非営利活動法人粋なまちづくり倶楽部
理事 寺田 弘 印

設立時社員 東京都新宿区上落合二丁目22番12号ウインズ落合206号
特定非営利活動法人家族カウンセリングセンター
理事 高橋 等 印

設立時社員 東京都新宿区舟町12番地24グレイス四谷307号
特定非営利活動法人CAPユニット
理事 河野 葉子 印

設立時社員 東京都新宿区百人町一丁目20番3-505号
特定非営利活動法人建築ネットワークセンター
理事 小川 満世 印

設立時社員 東京都新宿区三栄町17番地斎藤第二ビル1階
特定非営利活動法人コミュニケーション・スクエア二十一
理事 大塚 公彦 印

設立時社員 東京都新宿区百人町三丁目1番6号
特定非営利活動法人 テラ・ガーデン新宿
理事 小林 真己 印

設立時社員 東京都新宿区歌舞伎町二丁目19番13号ASKビル501号
特定非営利活動法人まちぼっと
理事 佐々木 貴子 印

設立時社員 東京都新宿区高田馬場四丁目18番地15号

特定非営利活動法人森とでんえん倶楽部

理事 角保 恵喜

印

設立時社員 東京都新宿区西新宿一丁目 4 番 9 号新宿西ビル 1 階

特定非営利活動法人国際日本語研修協会

理事 鈴木 紳郎

印

設立時社員 東京都新宿区高田馬場二丁目 1 4 番 5 号

特定非営利活動法人首都圏定期借地借家権推進機構

理事 勝木 雅治

印

附 則

この定款は、令和 7 年 6 月 3 0 日から施行する。